

(エ) 論文要旨

論 文 要 旨	
申請者氏名	大久保伸一
申請学位	博士(安全保障)
主論文題目	日本独自の対北朝鮮経済制裁の国内における政治的効果
主論文要旨	[ 邦文は4,000字以内 外国語は2,000語以内 ]
本論文は、北朝鮮に対する日本独自の経済制裁が国内政治に向けて積極的に作用した局面を分析し、国内における政治的効果の実相を把握するとともに、得られた知見を踏まえ「次なる課題」を提示するものである。	
日本独自の経済制裁は、北朝鮮の拉致問題に対する国民の憤りや長引くデフレで閉塞感を抱く国民の政治的要請に的確に応じ、日本が実質的に主権を取り戻し、グローバル化し画一化する国際社会の中で自己主張する政治的なプロセスにおいて、政権の「毅然かつ断固たる」姿勢を形づくる面でその政治的効果を発揮した。	
まず、日本独自の経済制裁の国内における政治的意味合いは制度創設面と運用面に分けることができる。	
日本独自の経済制裁の制度創設面については、この制度は外為法改正、特定船舶入港禁止法などにより創設されたが、これらは北朝鮮による拉致事件の解決が思うように進まないため、与野党協議を経て議員立法の形で創設された。これには、拉致問題についての北朝鮮の対応に国民が強い憤りを示す中で、国会が議員立法という形で、拉致被害者家族や国民一般の政治的な要請に応えたという政治的な意味合いがある。また、主権国家であるにもかかわらず、自身の判断で強い意思表示である経済制裁を発動すること	

<p>のできない状態からの転換を目指すものでもあった。</p>
<p>また与野党協議で経済制裁の事後国会承認制度を設けたことは、政府の活動に対する国会の</p>
<p>チェック機能を持たせようとしたものであり、また審議過程で政府に対して制裁発動時に理由</p>
<p>明示を求める附帯決議を附したことは、国民の監視機能に資するものである。そして、与野党</p>
<p>が安全保障上の問題で協調関係に立ち、制度創設が成ったという点に政治的な意味合いを認め</p>
<p>ることができる。</p>
<p>本論文ではこのような経緯で成立した日本独自の経済制裁について分析の対象とするもので</p>
<p>あるが、取り上げる具体的な経済制裁は、(1)2006年10月11日発表の経済制裁、(2)2016年</p>
<p>2月10日発表の経済制裁、(3)2016年12月2日発表の経済制裁の3事例である。</p>
<p>ここで日本「独自の」経済制裁という場合、客観的に見て安保理決議の指示を越えた部分を</p>
<p>指す客観的なアプローチと、主観的に政府が独自措置を講ずるとアナウンスする制裁を指す主</p>
<p>観的なアプローチがあるが、本論文では、国際協調型制裁ではなく、日本がその独自の理由に</p>
<p>基づき経済制裁により、国内における政治的な要請にどう対処したかを分析しようとするもの</p>
<p>であり、それには国民向けにどのようなアナウンスがなされたのかなどが重要であることから、</p>
<p>主観面に着目した。</p>
<p>また、経済制裁の効果に関して言えば、経済制裁が政治的文脈の中で現実に果たしている役</p>
<p>割に着目し、国内における政治的效果を把握することになるが、本論文では「政治的效果」を</p>
<p>把握する視点として、3つの視点を設定した。その1つは政府と立法府の関係、2つ目は政府と</p>
<p>利益関係団体との関係、そして3つ目は国民と政府の間に成立している関係の各視点である。</p>
<p>本論文ではこうした3つ視点での分析を経て、各事例を取り巻く政治的な文脈において評価</p>
<p>を行い、一連の流れの中で、総体としての政治的な効果を把握した。また、安保理決議とは別</p>
<p>にあえて日本独自の経済制裁を発動する理由についても、こうした政治的な効果の分析を通じ</p>
<p>て確認した。</p>
<p>日本と北朝鮮の間には、拉致問題が未解決のまま残され、また、核、ミサイル開発といった</p>
<p>日本の安全保障上の重大な課題が横たわっている。さらに現在の日本政府は拉致問題の解決な</p>

<p>くして北朝鮮との国交正常化はあり得ないという基本的認識の下、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化を図ることを基本としている。</p>
<p>北朝鮮の貿易総額全体に占める日本の割合は、2001年に17.8%であったものが、2006年には2.8%に激減し、以後、日本への貿易依存度はほぼなくなったのに対し、北朝鮮の中国への依存度が極度に高まり、2001年には27.6%であったものが、2011年には70.1%に急上昇して、そして2019年には95%を超えるまでになっている。</p>
<p>こうした実情下で制裁は実施されてきたが、日本独自の経済制裁について、国内における政治的な効果を、3事例を用い分析した結果得られた知見は次のとおりである。</p>
<p>2006年10月の事例1の経済制裁は、衆参両院の北朝鮮非難決議や、それまで制度導入に熱心に取り組み、制裁実施を促してきた会派横断的な議員の要請に迅速に応え、北朝鮮に対する強い姿勢を国内にアピールしたものである。また、拉致問題に取り組んできた安倍総理自らの指示で制裁理由に拉致問題を書き込ませたことから分かるように、首相のリーダーシップの下、拉致被害者家族の強い要求に応じるものでもあった。</p>
<p>新政権は制裁発動を断行し、それまで制裁に消極的な姿勢をとってきた小泉前総理の政策との違いを国民にアピールした。このように、拉致問題に対して、スピード感をもって毅然とした対応をとり、日本の国家としての威厳を保持するためには、安保理決議による経済制裁では理由的にも時間的にも不可能であり、この点に日本独自の経済制裁発動の国内における政治的な存在理由があった。</p>
<p>2016年2月の事例2の経済制裁は、ストックホルム合意を受けて北朝鮮に対する制裁の一部解除をしたものを、2016年1月の北朝鮮の核実験及び2月のミサイル発射をきっかけとして、危機管理対応として発動されたものである。また、この制裁は北朝鮮が拉致被害者調査を打ち切る恐れのある状況下での発動であり、北朝鮮に対する安全保障上の対応が拉致問題に優先して対処された。</p>
<p>このときの日本独自の経済制裁を、政治的文脈で評価すると、前年の2015年8月の「戦後70</p>

<p>年首相談話」に見られるように、「戦後レジームからの脱却」が図られ、「日本を、取り戻す」といった目標が達成されつつあった時期であり、さらに、既に国家安全保障会議が設置される</p>
<p>とともに、日米防衛協力ガイドラインの見直しや2015年9月には集団的自衛権を限定容認する</p>
<p>平和安全法制も成立させ、安倍内閣は強固な安全保障体制を構築した時期に当たる。</p>
<p>安倍政権は、北朝鮮の核実験及びミサイル発射を受け、安保理決議を待つことなく、日本独自の経済制裁を発動させ、スピード感をもって「毅然かつ断固たる措置」をとり、自身の作り</p>
<p>上げた「戦後レジームからの脱却」や強固な安全保障体制が、実質的にも十分機能しているこ</p>
<p>とを国内に示すことが求められたのである。このときの日本独自の経済制裁には、こうした要</p>
<p>請に的確に対応した姿勢を国民に示す点にその存在理由があり、国内における政治的な効果が</p>
<p>あったと言える。</p>
<p>2016年12月の事例3は、日本政府が同年9月の北朝鮮による核実験を受け、11月に対北朝鮮制</p>
<p>裁を定める安保理決議が採択された後、12月に日米韓連携の下、独自の経済制裁を発動したも</p>
<p>のである。この事例3は前2事例と比較すると、発動に時間がかかり、しかも安保理決議の後に</p>
<p>なされている点に特徴がある。</p>
<p>このときの政治的な効果については、日本独自の経済制裁はそれ単独というよりも、安保理</p>
<p>決議を含めた一連の日本政府の取組みについての国内における政治的な効果を見るべきである。</p>
<p>すなわち、安保理決議に向けての米中協調の流れの中で、日本政府は独自制裁を、北東アジア</p>
<p>における日米韓の共同歩調の枠組みで発動し、国民にアピールした。これは積極的平和主義の</p>
<p>下に、価値観を共有する国際社会と連携して、世界の平和と繁栄にこれまで以上に貢献してい</p>
<p>く姿勢である。</p>
<p>このときの日本独自の経済制裁の存在意義は、北朝鮮に対する「毅然かつ断固たる」姿勢を</p>
<p>国民に示したという点に加え、安倍内閣の「戦後レジームからの脱却」を遂げた日本が、価値</p>
<p>観を共有する国際社会と連携し、安保理決議の枠組みに加え、さらに日米韓の3か国に特化し</p>
<p>た枠組みで独自の経済制裁を発出し、北東アジアにおける安全保障に取り組む姿勢を国民にア</p>
<p>ピールした点に求めることができる。また、日本独自の制裁はこれまでも「拉致、核、ミサイ</p>

